**サービス事業所と薬剤師のための**

**Ｑ＆Ａ集**

**苫小牧版**

Ｖｏｌ．１

◆　目　次　◆

第１部　ケアマネジャーから薬剤師へのＱ＆Ａ

**Ⅰ．薬局の役割**

Ｑ１．医療系サービスが入っていない場合の相談　　・・・・・・・・・・・・・　　１

Ｑ２．お薬変更後の体調不良等への対応　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ｑ３．薬局薬剤師の業務範囲　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

**Ⅱ．経済面の考慮**

Ｑ４．お薬情報の金額　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

Ｑ５．お薬手帳でのメリット　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

Ｑ６．その他、負担のかからない利用方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

**Ⅲ．薬の管理方法**

Ｑ７．多種な病院・薬局を利用している方の整理方法　　・・・・・・・・・・・　　３

Ｑ８．薬の配達と手続き方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

Ｑ９．薬の一包化　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

Ｑ１０．残薬を減らす方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

**Ⅳ．居宅療養管理指導**

Ｑ１１．居宅療養管理指導とは　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

Ｑ１２．居宅療養管理指導についての手続き等　　・・・・・・・・・・・・・・　　４

Ｑ１３．薬剤師の在宅療養(生活)を支えるための役割　　・・・・・・・・・・・　　５

Ｑ１４．薬剤師居宅療養管理指導での業務範囲と活動　　・・・・・・・・・・・　　５

Ｑ１５．薬剤師居宅管理指導の開始に向けての手続き　　・・・・・・・・・・・　　５

Ｑ１６．居宅療養管理指導が出来る薬局　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

Ｑ１７．居宅療養管理指導を頼める薬局を知る方法　　・・・・・・・・・・・・　　６

Ｑ１８．介護保険下での居宅療養管理指導について　　・・・・・・・・・・・・　　６

Ｑ１９．薬剤師への訪問依頼　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

Ｑ２０．訪問回数　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

Ｑ２１．訪問料金 　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

Ｑ２２．クリニック（院内薬局）で処方された薬　　・・・・・・・・・・・・・　　７

Ｑ２３．お薬カレンダーやお薬箱の購入　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

Ｑ２４．紙おむつ等の配達　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

Ｑ２５．支払い方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

Ｑ２６．同じ薬剤師の訪問　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

Ｑ２７．担当者会議への参加　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

Ｑ２８．薬の飲み間違いをした時の対応　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

Ｑ２９．薬を受け取る際の相談　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

Ｑ３０．複数の医療機関・薬局との連携　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

Ｑ３１．各薬局で扱う薬剤の違いと対処方法　　・・・・・・・・・・・・・・・　１０

Ｑ３２．受診頻度が異なる中での残薬調整　　・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

**Ⅴ．かかりつけ薬局**

Ｑ３３．かかりつけ薬局とは　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

Ｑ３４．かかりつけ薬局の決め方　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

**Ⅵ．薬の処分**

Ｑ３５．期限切れの薬の処分方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

Ｑ３６．常備薬の期限や処分についての相談　　・・・・・・・・・・・・・・・　１１

Ｑ３７．亡くなった利用者の薬の処分方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

Ｑ３８．医薬品のゴミ出し方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

**Ⅶ．飲み合わせ等**

Ｑ３９．健康食品やサプリメントとの飲み合わせ　　・・・・・・・・・・・・・　１２

Ｑ４０．市販薬の使用、購入時のアドバイス　　・・・・・・・・・・・・・・・　１２

**Ⅷ．内服**

Ｑ４１．寝たきりでの内服方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

Ｑ４２．食事がとれない時の服薬　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

Ｑ４３．薬を飲み忘れた場合の対応　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ｑ４４．高齢者の薬での注意薬　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ｑ４５．ジェネリック薬の良し悪し　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ｑ４６．湿布薬の使用と有効期限　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ｑ４７．眠剤の減量　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

**Ⅸ．その他**

Ｑ４８．薬局の連絡先　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

Ｑ４９．説明のためのパンフレット　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

Ｑ５０．お薬手帳の必要性　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

第２部　薬剤師からケアマネジャーへのＱ＆Ａ

Ｑ１．要介護認定の仕組みについて　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

Ｑ２．認定区分と受けられる内容　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

Ｑ３．ケアマネジャーの仕事　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

Ｑ４．訪問介護(ホームヘルプサービス)の仕事　　・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ｑ５．薬剤師に求めるもの　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ｑ６．薬剤師居宅療養管理指導を利用しなかった理由　　・・・・・・・・・・・　１７

Ｑ７．薬剤師居宅療養管理指導の利用理由　　・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

Ｑ８．代理で薬を受け取りに来る方の見分け方　　・・・・・・・・・・・・・・　１８

Ｑ９．薬局からの説明の伝達と情報の共有方法　　・・・・・・・・・・・・・・　１８

Ｑ１０．お薬手帳の利用方法　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

Ｑ１１．介護サービスの一覧表　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

Ｑ１２．ジェネリック医薬品等への変更後の情報伝達　　・・・・・・・・・・・　１９

Ｑ１３．ケアマネジャーへの電話連絡　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

Ｑ１４．連絡時の時間帯　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

Ｑ１５．お薬手帳へのケアマネ名刺　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

Ｑ１６．お薬を管理できていない患者様発見時の対応　　・・・・・・・・・・・　２１

Ｑ１７．ケアマネジャーの薬理解度　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

Ｑ１８．ケアプラン立案時の薬剤師の役割　　・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

Ｑ１９．居宅療養管理指導の患者様へのケアマネジャーの同行訪問　　・・・・・　２２

Ｑ２０．居宅療養管理指導の患者様へのケアマネジャーの受診同行　　・・・・・　２２

Ｑ２１．苫小牧市内の介護施設等のまとまった地図が希望　　・・・・・・・・・　２２

Ｑ２２．来局の際お薬手帳を預かってくることは出来ないか　　・・・・・・・・　２２

Ｑ２３．サービス担当者会議の開催日程調整　　・・・・・・・・・・・・・・・　２３

Ｑ２４．サービス担当者会議の開催頻度　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

第３部　別紙資料

　・別紙１　在宅診療開始までの流れ　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

　・別紙２　居宅療養管理指導利用料金　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

　・別紙３　在宅応需可能な薬局一覧表　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

　・別紙４　日本薬剤師会プリント　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　・別紙５　要介護認定とサービス利用までの流れ　　・・・・・・・・・・・・・　３２

　・別紙６　「介護保険・高齢者サービスガイド」ダウンロード方法　　・・・・・　３３

第１部

ケアマネジャーから薬剤師へのQ&A

Ⅰ．薬局の役割

Ｑ．１

訪問看護師等の医療系サービスが入っていない場合、体調変化に伴う薬の変更の相談を薬局の薬剤師にしてもよいですか。

Ａ．何でも相談してください。調剤した薬局に問い合わせるとスムーズに対応することが

可能です。

Ｑ．２

お薬変更後に体調が悪くなったり、副作用等の症状出現あるいは心配がある時、お薬を頂いている薬局に相談してもよいですか。

また薬局から病院に説明してもらう等の調整をお願いできますか。

Ａ．薬局でできる事は限られていますが、そのような場合はすぐに相談してください。薬局で対応できない場合は、医師へ連絡して指示をもらう事もあります。

Ｑ．３

薬局薬剤師業務においてどんなことができるのですか。

できることの範囲を知りたいのですが、具体的な例があれば教えてください。

Ａ．処方箋に基づく調剤(医薬品の説明と手渡し)のほか、複数の医療機関から処方されている薬同士や市販薬との相互作用(注意を要する飲み合わせ)や重複投薬のチェック、服薬指導、薬に関する情報提供などです。お薬手帳の情報を確認しながらこれらのことを行っています。

その他　飲みにくい場合は脱カプセル・粉砕。複数の病院の処方薬を一つにまとめて一包化。居宅療養管理指導、ドーピング防止活動、災害時対応等

－１－

Ⅱ．経済面の考慮

Ｑ．４

お薬情報はお金がかかっていますか。

Ａ．お薬情報の有無によって支払うお金は変わりません。お薬情報説明書を使って患者様に説明する指導料として厚生労働省が定めている料金はいただいております。薬剤服用歴管理指導料(４１点～５３点)

　　　※薬剤服用歴管理指導料

患者様のアレルギー歴、副作用歴、嗜好品、職業、生活サイクル、他科受診、併用薬等の情報に基づき、医師より処方された薬を患者様が指示通り服用しているか(コンプライアンスのチェック)　また服用する事で、期待された効果が出ているか、副作用に係わる自覚症状が出ていないか等の薬物治療上の注意点を専門家の立場で確認させて頂き、継続的に薬剤服用歴(薬歴)として記録していきます。　処方箋を受けた際、薬歴を基に必要な場合は医師に疑義照会(問い合わせ)をしたり、患者様には生活上の注意点等のアドバイス(指導)をすることを評価したもの

Ｑ．５

お薬手帳を出すことで安くなるって本当ですか。

Ａ．お薬手帳を持ち歩いてもらうという目的で厚生労働省が定めました。出すことで安くなる薬局と値段が変わらない薬局があり、薬局によって異なります。各薬局の薬剤服用歴管理指導料によって決まるので、大きな病院の門前薬局は値段が変わらない場合が多いです。薬局で一度相談していただくと良いと思います。

Ｑ．６

その他、利用者さんに経済的負担のかからない利用の仕方はありますか？

Ａ．薬局を一つに決め（かかりつけ薬局）薬の重複等の無駄を防ぎ、残薬を確認する。

毎回手帳を持参する（薬局によっては安くなる）。

　　　今現状ではほとんどジェネリックに変わっていると思いますが、その旨を再度確認。

　　　しっかり薬を飲み、状態を安定させて処方日数を長くしてもらい、一回の受診で２～３ヶ月分を一気に処方してもらう（１ヶ月分だとその都度診察料や調剤料等がかかる）。

－２－

Ⅲ．薬の管理方法

Ｑ．７

多種な病院にかかり、多数の薬局から薬をもらっている利用者様がいます。このままでいいですか。　薬局を一つにするよい方法はありますか。

Ａ．いろいろな薬局から薬をもらうことは安全管理の上でもよくありません。かかりつけ薬局を決めて、その薬局からお薬をもらうことがよいです。

自宅近くの薬局をかかりつけ薬局に決めて、病院で処方箋をＦＡＸすると、よりスムーズになります。

居宅療養管理指導を開始し、決まった薬局から届けてもらうのも方法の一つです。

Ｑ．８

薬を届けてくれる薬局はありますか？利用するにはどのような手続きが必要ですか。

Ａ．「届ける」の意味には２種類あります。薬局によって様々とは思いますが、複雑な一包化や粉砕指示で調剤に時間がかかる場合、もしくは在庫不足で支給発注品の到着に時間がかかる場合は、相談の上、お届けすることもあります。こちらは手続きが不要です。

もう一つは、薬を届け、セットし、体調や服薬状況を確認する居宅療養管理指導です。こちらは手続きが必要です。特別な理由もなく薬を自宅にお届けすることはありません。　手続きについてはＱ１２（P4）を参照。

Ｑ．９

薬を一包化するにはどのようにすればよいですか。良し悪しも教えてください。

Ａ．医師の一包化指示が必要なので一包化希望であれば診察室で申し出るようにお願いします。薬局で言っていただいても良いですが、医師と連絡を取り合う関係で時間がかかります。また断られる場合もあります。

良い点：朝・昼・夕・寝る前など用法ごとに薬が袋詰めされるので、飲み間違えない、飲むのが楽、ヒート(そのまま)ではないので取り出しやすい。

悪い点：一包化料金(日数によって３２～２２０点)がかかりますし、作るのに時間がかかります。休薬する場合は自分で薬を抜くことが困難な方もいるというこ

－３－

とも忘れてはいけません。

問題なく飲める方はヒートで、理由があって一包化の方がよい場合は一包化にしましょう。　※吸湿性の高い薬、遮光が必要な薬は一包化できません。

Ｑ．１０

残薬を減らすよい方法はありますか。

Ａ．飲み忘れる場合は薬をいつも見える所に置きましょう。昼など出かける時間に飲む必要がある場合は常に薬を持ち歩きましょう。お薬カレンダー・お薬ボックスや携帯・スマホのアラームを利用する方法もあります。

またよく飲み忘れる場合は飲み忘れない方法を一緒に考えるので相談してください。飲む回数の少ない薬に変更、飲む時間の変更を医師に相談することもできます。

Ⅳ．居宅療養管理指導

Ｑ．１１

居宅療養管理指導とは？

Ａ．居宅療養管理指導とは、要支援や要介護と認定された方を対象としたサービスです。利用者の自宅に薬剤師が訪問し、療養上の指導や健康管理、アドバイス等を行ない、自宅でも安心して過ごすことを目的としています。

介護保険を申請されていない方は、在宅患者訪問薬剤管理指導料という名前になります。内容は同じです。

Ｑ．１２

居宅療養管理指導についての手続き、手順、サービスの内容、料金等をわかりやすく解説してもらいたい。

　Ａ．別紙１（P２４）、別紙２（P２５）参照

－４－

Ｑ．１３

薬剤師は患者様の在宅療養(生活)を支えるために薬剤師にどのような役割が期待できますか。

Ａ．居宅療養において薬剤師は、きちんと薬を飲めているか、薬の効果が現れているか、患者様やご家族が心配に思っていることはないかなど、薬や健康に関するサポーターとして皆さんの療養を見守ります。このように薬剤師は、地域の生活者一人ひとりの健康を願って日々、仕事をしています。

Ｑ．１４

薬剤師居宅療養管理指導における薬剤師のできる業務範囲、具体的な活動が知りたいです。何か具体的な例があれば教えてください。

Ａ．薬を持参の上、薬剤師による患者宅への訪問。薬の効果や飲み方の説明。副作用のチェック。飲み忘れや飲み間違いがないか確認。薬を飲みやすいように工夫する。薬の保管方法を提案。残った薬の管理、残薬調整。市販薬、介護用品、福祉用品の相談。血圧・SpO₂を測定して体調を確認。服薬支援ロボ設置。

例：他科受診によってそれぞれの薬局でもらっている薬を全てまとめて一包化等。

Ｑ．１５

薬剤師居宅管理指導の開始に向けてかかりつけ医に対しては誰が指示をお願いするのですか。(誰がどのように頼むのか)

Ａ．開始に向けて、かかりつけ医に対しては依頼書を書いてもらう必要があります。明確に誰とは決まっていませんが、薬剤師が対応する事が多いかと思います。

病院毎で様々ですが、大きめの病院ではＭＳＷ・地域連携室を通して相談する事が多いです。個人病院においては直接かかりつけ医に会って依頼書をお願いすることもあります。

また患者様が診察時にお願いするとスムーズにいくこともあります。

開始については４つのパターンに分けられています。

A：医師の指示型（医師・歯科医師からの指示）

B：薬局提案型（薬局窓口で薬剤師が疑問視）

C：多職種提案型（ケアマネ・訪看など多くの医療・介護職、そして家族からの相談）

D：退院時カンファ型（退院時に薬局が決定される、薬連携が重要となる）

－５－

Ｑ．１６

居宅療養管理指導はどこの薬局でもお願いできるのですか。

Ａ．苫小牧薬剤師会の相談窓口として　地域医療保健担当　福元

　　又は　多職種連携委員会　小山内までご相談いただければと思います

　　連絡先　苫小牧市民薬局　０１４４－３８－３０５５

Ｑ．１７

居宅療養管理指導を頼める薬局を知る方法はありますか。

Ａ．別紙３（P２６～２９）参照

Ｑ．１８

居宅療養管理指導(介護保険)は、ケアプランに関係なくお願いできますか。

薬局からケアプランを求められない事が多いが、必ず交付が必要ですか。

Ａ．居宅療養管理指導については、必ずしもケアプランの交付が必要ではありません。

理由としては、訪問通所系・短期入所系いずれの区分支給限度額にも属さない為、

ケアプランに組み込まれていなくとも介護請求ができます。

医師・歯科医師等は利用者との話し合い、契約で導入を決められます。

勿論、ケアプランが作成されている場合は、計画に沿ったサービス提供をしなけれ

ばなりません。

ケアマネジャーは居宅療養管理指導には関わらなくて良いという事になりますが、

運営基準の中で　居宅療養管理指導事業者はサービス事業者との密接な連携に努め

なければならないとされています。お互いの連絡や報告、調整は必要になります。

利用者様のより良い生活、ケアのために連携は必要です。

Ｑ．１９

薬剤師の訪問のお願いは頼んだらすぐに開始できますか。

また誰にお願いしてどのように手続きすればいいですか。

Ａ．薬局の状況にもよると思いますが、すぐに開始できるよう対応します。手続きとして

－６－

は医師から訪問薬剤管理指導依頼書・情報提供書による患者情報を提供してもらい、患者ご本人様（代理も可）に契約書にサインして頂く必要等がありますが、まずは依頼する薬局に相談してください。

Ｑ．２０

何かあれば来てもらいたいけど、訪問は月に何回とか決まっているのでしょうか。

Ａ．算定できるのは月に４回までなので基本は１週間に１回ですが(麻薬が処方されている場合は月８回まで)　緊急時・体調悪化時などにおいてはそれ以上に訪問する場合もあります。

また担当薬剤師と２４時間連絡が取れる携帯をお伝えするので、何かあった場合はまずそちらにかけて相談してもらえると良いかと思います。

Ｑ．２１

来院、来局が大変になってきたので、訪問してもらいたいのですが、料金はどのくらいかかりますか。

Ａ．介護保険(居宅療養管理指導)１割負担で１回５０７円です。３割なら１５２１円です。

　　　介護保険を申請されていない方は医療保険(在宅患者訪問薬剤管理指導)１割負担１回６５０円です。３割なら１９５０円になります。

別紙２（P２５）も参照ください。

Ｑ．２２

クリニックで新しい薬をもらったので、全ての薬をわかるようにしてもらえますか？

Ａ．院外処方でなく院内処方の場合なら処方箋を発行しないため、薬剤情報提供書(薬　情)・お薬手帳での対応はできません。ですがもらう・もらわないに関わらず、どこの薬局でもお薬の相談はできますので薬局薬剤師をご活用していただければと思います。またスマホのアプリを利用するのも一つの手段です。

－７－

Ｑ．２３

お薬カレンダーやお薬箱をお願いしたいのですが、購入になりますか？貸し出しになりますか？

Ａ．基本は購入です。在宅居宅療養管理指導をご利用の方は担当薬剤師にご相談ください。

Ｑ．２４

紙おむつや消毒薬、ＯＴＣ(一般用医薬品)などを持ってきていただけますか？

Ａ．ふじい薬局にて紙おむつの配達サービスを実施していますので、ご相談いただければと思います。　その他については、薬局で取り扱いのあるＯＴＣの範囲で、居宅療養管理指導をご利用の方が希望されれば持って行く事もあります。

Ｑ．２５

お金の支払いや管理が面倒なので、口座引き落としにしてもらえますか？

Ａ．口座引き落としで対応している薬局もあるかと思います。ご相談してみて下さい。

Ｑ．２６

居宅療養管理指導の訪問について同じ薬剤師が毎回訪問して体調や服薬指導の確認をしてくれるのですか？

Ａ．基本的に毎回同じ担当薬剤師が訪問して対応します。担当薬剤師が訪問できない場合のみ別の薬剤師が訪問します。

Ｑ．２７

自宅で担当者会議を開催する時に薬剤師も参加可能ですか。参加ならどの時間帯が大丈夫ですか。

Ａ．参加可能です。都合のよい時間帯は各薬局の各薬剤師によって異なるので相談くださ

－８－

い。ですが通常の薬局業務もありますので、こちら側としては薬剤師の訪問日・訪問時間に合わせていただけると大変助かります。

Ｑ．２８

薬の飲み間違いをした時、どのように対応したらよいか？そのような場合は、訪問薬剤師に相談してよいか？医師に相談していただくことも可能ですか？

Ａ．薬をもらった薬局に相談するのが一番です。もちろん訪問薬剤師に相談しても良いです。　自分の処方薬の飲む時間や数を間違えた場合、誤って何の薬をどのくらいの量飲んでしまったのかを確認します。他者の薬を飲み間違えた場合も同じです。その上で対応をお伝えします。医師に相談することも可能です。重要なことは飲み間違えに気付いた場合、すぐに薬局に相談することです。今後、飲み間違えないような対策も一緒に考えます。

Ｑ．２９

薬局でお薬を受け取る際、他の薬局で受け取っている薬について相談してもいいですか？

Ａ．大丈夫です。可能な限りお答えします。

ですが受け取った薬局の方が情報をもっているので、詳しく答えられる可能性もあります。

Ｑ．３０

複数の医療機関、複数の薬局で薬をもらっている場合、各医療機関で連携することはあるのでしょうか？

Ａ．お薬手帳がない場合、患者情報が少ない場合には、電話連絡等により連携する事はあります。

－９－

Ｑ．３１

それぞれの薬局で扱う薬剤の違いはありますか？取り扱えない薬剤があるとすれば、薬局を一つにまとめる際にどのように進めていくといいでしょうか？

Ａ．先発医薬品においては違いはありません。ジェネリック医薬品においては中身は全て同じですが、各薬局の取り扱うメーカーの違いによって見た目や名前が違う事はあり

ます。

処方箋は全国どこの薬局でも受け付け可能です。一つにまとめるにしても、まずは薬局や薬剤師にご相談を。

Ｑ．３２

それぞれの病院で受診頻度が異なります。残薬の調整はできるのでしょうか？

Ａ．受診頻度が異なっても調整は可能です。薬剤師にご相談ください。

Ⅴ．かかりつけ薬局について

Ｑ．３３

かかりつけ薬局とは？

Ａ．かかりつけ薬局とは、患者様が利用する薬局を一つに決めて、使用する薬をまとめて管理してもらう薬局の事です。

それにより複数の医療機関から同じ薬が処方されていることに気づいたり、相互作用が起きるのを防ぐことができます。複数の薬局に行くのではなく、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬局」を一つ、決めましょう。

Ｑ．３４

かかりつけ薬局の決め方は？

Ａ．かかりつけ薬局を持つための申請も登録も必要ありません。患者様の行きつけの薬局がかかりつけ薬局になります。

決めるポイントとしては、自宅から近い、かかりつけ医療機関から近い、薬局の営業

－１０－

時間、定休日が生活サイクルと合っているかどうか、薬の取り扱い、親身になってくれる、説明が丁寧、薬剤師との相性等がありますので、検討していただければと思います。

Ⅵ．くすりの処分について

Ｑ．３５

期限切れの薬はどのように処分したらよいか？

Ａ．各市町村のゴミの分別に従って廃棄していいです。ただし、調剤済みの麻薬は回収するので、調剤した薬局に提出してください。

Ｑ．３６

常備薬の期限や処分について、相談や確認をお願いすることができますか？

Ａ．薬局に相談してください。ヒートのコード番号でその薬の期限がわかるようになっています。薬は光、高温、多湿に弱いので気を付けてください。

Ｑ．３７

余った薬の処分に困っています。とくに利用者様が亡くなった場合、その後の処分に困ります。どのようにしたらよいでしょうか。

Ａ．自宅で分別してゴミとして出してもいいですし、薬局でも回収できるので相談してください。ただし不要となった医療用麻薬の残薬は必ず薬局に渡してください。

Ｑ．３８

医薬品のゴミは種類によって処分方法は変わりますか？錠剤、軟膏、目薬、水剤、スプレー等

Ａ．各市町村の区分に従ってください。

調剤された医薬品も様々なゴミが発生しますが、その分別について整理したいと思い

－１１－

ます。薬の捨て方の基本は、容器・包装と薬を分けて捨てることです。

ご家庭では、薬は燃やせるごみ、容器・包装は材質により捨て方が決まります。

尚、薬局では産業廃棄物として業者に依頼しています。

Ⅶ．飲み合わせ等について

Ｑ．３９

健康食品やサプリメントとの飲み合わせの影響等、相談・確認してもらえますか？

Ａ．対応します。薬局に電話、もしくは来局してください。ふだん飲んでいる薬も教えてもらう必要があるのでお薬手帳もお手元にご用意ください。

Ｑ．４０

市販薬の使用、購入時のアドバイスを頂くことができますか。

Ａ．アドバイスできます。今使っている薬や既往歴、生活習慣などを確認する必要があります。

Ⅷ．内服について

Ｑ．４１

寝たきりになってうまく薬が飲めないのですが、どうしたらいいでしょうか。

Ａ．飲みにくさがあれば、患者様の状況を医師に相談し、剤形変更の相談をすることも可能です。粉砕指示もいただくことで粉砕調剤が可能となります。

Ｑ．４２

食事がとれなくても薬をのませていいですか。

Ａ．大抵の薬は大丈夫ですが、中には空腹だと胃に負担がかかり、副作用が出やすくなる、空腹だと効果に影響するものもあります。その都度ご相談いただければと思います。

－１２－

Ｑ．４３

薬を飲み忘れた場合、気付いた点で飲んだ方がいいのでしょうか？飲まない方がいいでしょうか？

Ａ．その薬によりますので、飲み忘れに気付いた時はすぐに薬剤師に相談してください。ちなみに次に飲む時間が近い場合は、１回分を飲み飛ばすことになります。決して２回分を一気に飲んではいけません。

Ｑ．４４

高齢者がよく飲んでいる薬の中で注意すべき薬があれば教えてください。

Ａ．代表的なものに睡眠薬があります。睡眠薬を勝手に多く飲みすぎると依存症になったり、副作用で翌日まで眠気を持ちこしたり、転倒したり、健忘が起こることがあります。

Ｑ．４５

ジェネリックを選ぶ良し悪しを教えてください。

Ａ．良い点：同じ成分でお薬代が安くなること。医療費を削減するために国はジェネリッ

ク促進を進めています。現在ジェネリック医薬品を取り扱っている所がほと

んどです。

悪い点：成分は同じですが、製薬会社によって名前や見た目が変わることがあります。

Ｑ．４６

以前処方された薬の湿布があり、同じ症状なので使いたいと希望する利用者様がいます。良し悪しを教えてください。また薬に有効期限はありますか？

Ａ．同じ症状だからと言って同じ病気とも限りませんし、また薬には有効期限があります。外用剤は本体に書いている場合が多いですが、開封後は速やかに使っていただきたい場合もありますので薬剤師にご相談ください。

－１３－

Ｑ．４７

処方された眠剤を試しに減量してみることの良し悪しを教えてください。

Ａ．基本的には医師の指示の範囲内での使用にとどめる事が大切です。こちらからは安易に減量して良いとはなかなか言えません。

ですが、眠剤を減らすガイドライン等もありますので、一度ご相談いただければと思います。

Ⅸ．その他

Ｑ．４８

薬局の連絡先を教えてほしい。

Ａ．薬をもらった薬局であれば、薬袋・薬情に書いてあることがほとんどです。

一覧表は検討中です。

Ｑ．４９

利用者の対象者やそのご家族に説明するためのわかりやすいパンフレットの作製も検討して頂きたいです。

Ａ．日本薬剤師会からのプリントを参照（別紙４　P３０）。

Ｑ．５０

よく「お薬手帳はお持ちですか」と言われますが、お薬手帳が必要なわけを教えて下さい。

A．患者様が複数の医療機関を利用している場合でも薬物相互作用（飲み合わせ）、同じ薬剤の重複投与などを防止できます。

アレルギー歴、副作用歴、既往歴を記入する欄があり、その情報をもとに薬剤師が処方薬変更の疑義照会（医師への問い合わせ）を行うこともあるので、必ず記入が必要です。

また災害時や旅行先など医療機関で患者情報が参照できなくなった場合でも患者がお

－１４－

薬手帳をもっていれば、服薬の履歴に基づいた医療が提供できます。

したがってお薬手帳は万が一の時に備え、病院受診の際だけではなく、常に携帯してもらう必要があります。

－１５－

第２部

薬剤師からケアマネジャーへのQ&A

Ｑ．1

要介護認定の仕組みについて(申請の方法)教えて下さい。

Ａ．介護や日常生活の支援が必要となった場合、要介護認定を受け、判定の区分によっ

て初めて介護サービスが利用できるようになります。

認定を受けるためには、要介護認定の申請を行なう必要があります。

市役所の介護福祉課（南庁舎1階15番窓口）で介護保険被保険者証を添えて「要

介護（要支援）認定」の申請ができます。ご本人またはご家族からの申請を直接受

付しています。自分で手続き出来ない場合は、最寄りの地域包括支援センター・居

宅介護支援事業者が、代わって申請（代行申請）することも可能です。まずはご相

談ください。

別紙５（Ｐ３２）や苫小牧市役所ホームページも参照ください。

苫小牧市役所ホームページ⇒健康・福祉⇒介護・高齢者福祉⇒要介護認定、保険給

付、介護保険対象外サービス、生活支援事業など⇒介護保険について⇒申請からサ

ービス利用までの流れ（要介護認定について）

Ｑ．２

認定の区分と受けられる内容の目安はどのようになるのですか。

Ａ．要介護認定の区分について

要介護認定は、介護を必要とする度合いによって、7つに区分されています。

要支援1・要支援２

要介護1・要介護2・要介護３・要介護４・要介護５です。

区分によって受けられるサービスの内容や支給限度額が変わります。

別紙５（Ｐ３２）も参照ください。

Ｑ．３

ケアマネジャーとはどのような仕事ですか。

Ａ．介護を必要とされている方からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切な介護サービスを利用できるように市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う仕事をしています。要介護認定の申請から始まり、日常生活上の課題を分析します。日常で困っている事、ご希望やご意見を聞き取り、介護サービスの利用計画(ケアプラン)原案を作成します。ケアプラン原案をもとに、ご利用者様、ご家族、各サービスの担当者が集まり、ケ

－１６－

アプランの内容を検討する会議(サービス担当者会議)を開きます。サービス担当者会議

で決定された介護内容について、それぞれのサービス事業所が役割を担って実践する仕組みです。ご利用者様の状態変化などにより、ケアプランを変更する際にも開催されます。介護だけでなく、医師、看護師など多職種チームケアを進める上で欠かせません。

　　「ご本人さまが望むその人らしい生活をしていく」ために、ケアマネジャーは自立した日常生活を送れるように支援します。

Ｑ．４

訪問介護(ホームヘルプサービス)とは。

Ａ．介護事業所(社会福祉法人、医療法人、NPO、民間企業等が運営する事業所)において、訪問介護員（ホームヘルパー）はご自宅等(在宅)で生活している方々のお宅に訪問し、介護や生活援助を提供しています。大きく分けて2つの介護内容があります。

1つは調理、洗濯、買い物等の援助や代行を行う生活援助です。もう一つは食事や入浴、排泄等の支援といった身体介護です。その他に病院への同行介助や自動車の乗り降りのお手伝いを行なう通院等乗降介助があります。通院に関しては、自社で届出されている要介護者限定つきの福祉車両を用いる福祉有償車両で運賃を頂き輸送するサービスも行っている事業所があります。利用の要件や空き状況は常に変化があります。事業所の体制に伴い、対応できる人数等には限りがあります。ケアマネジャーを通じてご確認ください。

Ｑ．５

ケアマネ・ヘルパーが薬剤師に求めるものはなんですか。

Ａ．お薬がきちんと飲めなくなった利用者様の状況について、介護事業所・ケアマネジャー・

医療機関が服薬についての情報共有と対応が出来るように報告・連絡・相談を行なう必

要があります。どの機関、時期においても医師まで情報を正しく伝えられるために、薬

剤師さんには内容の要約・代弁機能をお願いしたい。医療機関との繫ぎ役、調整役にな

って頂きたい。

－１７－

Ｑ．６

薬剤師居宅療養管理指導を利用しようと思った事はありますか。

利用しなかった理由はなんですか。

Ａ．利用の方法や内容がよくわからない。利用料金の関係で、見送りや保留になった。

Ｑ．７

薬剤師居宅療養管理指導をなぜ利用しようと思ったのですか。

Ａ．・薬剤師居宅療養管理指導を導入した経験から、他者にも具体例等を示し経験から提案できた。困まり事とサービス内容が合致し利用の理解を得られた。

・お薬管理等に困り、薬局の薬剤師さんに色々と相談しているうちに、薬剤師居宅療養管理指導の有効性を知った。お薬の事はお薬の専門職、薬剤師さんにお願いしたいと思い、お願いしたのがきっかけです。

Ｑ．８

薬局に薬の受け取りに来る代理の方は、ケアマネ？・ヘルパー？　見分け方などはありますか。

Ａ．ケアマネジャー・ホームヘルパーの明確な見分けはないと思われます。各事業所で制

　　服の有無や名札の所持について取り決めが違います。社員証・名札があれば確認は可

能かと思われます。また、ケアマネジャーとホームヘルパーの明確な見分けについて

も同様に難しいと思われます。自ら所属を薬局に伝えない限りは難しいです。また、

業務の関係上、処方箋を提出した人と受取りの人が違う可能性も考えられます。お手

間ですが、その都度　関係性についてお尋ねください。

Ｑ．９

薬の受け取り時、薬局からの説明の伝達や情報の共有はどのようにされているのでしょうか。

Ａ．説明時、しっかりメモされている方や説明に興味のないような方もいるように見受けられます。

－１８－

　　お薬の受け渡し時、ご本人やご家族に口頭でお伝えする部分と文書での重複説明するようにしています。ケアマネジャーへも通院報告書等の文書にて報告させて頂いております。他のサービス事業所への伝達については、ケアマネジャーを通じて行なう事が多いです。

　　メモを取る、取らないについては、個人の理解力や意識、適性につながる部分になります。職員教育等々、見直し検討が必要な点かもしれません。

Ｑ．１０

お薬手帳を見る機会、利用する機会はありますか。どのように利用していますか。

Ａ．お薬内容の確認をさせて頂く場合、ご高齢の利用者様は保険証等と一緒にしていたり　管理下がご家族であったりと確認できない事もあります。

確認できる場合は、お薬の内容と医療機関、薬局名を確認させて頂く事・把握させて頂く事にしています。通院の頻度や通院先の変更の有無についても辿る事が出来ます。

残念ながらすぐに確認できない場合は、お薬情報の最新版で直近の状況確認をまずさせて頂く事にしています。

Ｑ．１１

介護サービスのわかりやすい一覧表はありますか？

。

　Ａ．苫小牧市役所福祉部介護福祉課が発行しております「介護保険・高齢者サービスガイ

ド(平成30年4月保存版)」があります。

平成30年４月頃に全戸配布しているものです。苫小牧市の介護保険ガイドにサービ

ス種別で記載されております。介護保険サービスや介護保険外サービス（福祉サービ

ス等）も記載されています。

お手元にない方は別紙６（P3３）の方法でダウンロードされるか、苫小牧市役所の

介護福祉課窓口に冊子がありますのでお問い合わせください。

－１９－

Ｑ．１２

薬局に薬を取りに来た代理の方(ケアマネorヘルパー)に、今回から国の制度により

ジェネリック医薬品に変わった薬の説明をしてお渡しした後に、ご本人からお怒り

の電話をいただいた事があります。情報伝達はされていないのでしょうか？

。

　Ａ．情報の伝達不足の可能性は否定できませんが、説明をしないと言う事はないと思われ

ます。説明を受けたとしてもご納得されない方が、お怒りの電話をされたとも考えら

れます。ケアマネジャー、ヘルパー事業所もご理解いただける対応は強化していく必

要があります。もし同様の事があれば、担当のケアマネジャーへご連絡ください。

Ｑ．１３

顔見知りでもないのに突然電話しても迷惑じゃないですか？

。

　Ａ．迷惑と言う事はありません。まずはお問い合わせください。不在の事がありますが、

戻りましたらご連絡をさせて頂きます。ご連絡をしあう事で顔見知りになれるきっか

けとなると思われます。ケアマネジャーからもご連絡をさせて頂く事があると思われ

ます。

Ｑ．１４

いつも外出されているイメージですが、連絡するにしても都合の良い時間帯はありますか？

。

　Ａ．事業所の体制やその日により違いがあったりします。朝の業務開始時間、お昼前後、

夕方等が事務所に戻る確率が高いかもしれません。転送電話や事務所待機の担当者が

いる場合も有りますので、その時点で確認されるのも良いかと思われます。

Ｑ．１５

お薬手帳にケアマネの名刺が入っていると聞いていましたが、あまり見かけません。

。

　Ａ．苫小牧ケアマネジャー連絡会で周知を図っておりますが、時間経過による不徹底が原

因かもしれません。再度周知を図ります。当会は個人入会の性質上、すべてのケアマ

ネジャーが苫小牧ケアマネジャー連絡会に入会されているとは限りません。何らかの

－２０－

手段で伝達は検討いたします。

新たな方法・手段として、平成３１年度より介護医療連携手帳の配布が始まります。

ケアマネジャーの事業所と担当者が分かりやすく記されるようになっております。初

年は数量限定ではありますが、普及と活用が進み、共有できるツールになることを期

待しています。

Ｑ．１６

投薬カウンターでお薬をお渡しする際に、明らかにお薬を管理できていない患者さんがいます。地域包括支援センターに気軽にお電話くださいとのことですが、顔見知りでもないので抵抗がありなかなか連絡できません。何かいい方法はないでしょうか？

　Ａ．まずは地域包括支援センターにお問い合わせください。

抵抗があり掛けにくいのであれば、とまこまい医療介護連携センターにお問合せいて頂いても構いません。

とまこまい医療介護連携センター（0144-37-0177）から地域担当の地域包括支援センターに連絡を入れる事もできます。

ご連絡をしあう事で顔見知りになれるきっかけとなると思われます。初対面なのはお互いです。顔見知りになるきっかけとなります。

ぜひ、ご一報を頂けると地域包括支援センターとしては嬉しいです。

Ｑ．１７

ケアマネジャーさんはどのくらい薬の事を理解しているのですか？　ヘルパーさんよりは知っているのかな？という勝手なイメージがあるのですが。

　Ａ．ケアマネジャーの基礎資格が個々に違います。福祉系・医療系と業務してきた経験数

や年数も違います。一概には理解力を示す事はできません。お薬の情報の確認や携帯

電話等の端末機器等のアプリケーション活用等の知識が一般的と思われます。直接、

薬剤師さんとのやり取りが進むことが理解を深められることに繋がるのではないか

と期待しています。

－２１－

Ｑ．１８

ケアプランを立てるのに薬剤師も貢献できると聞いたのですが、どのように貢献すれば、またどのように関われば良いのでしょうか？

　Ａ．薬剤師療養管理指導の導入による訪問看護師との役割分担や利用者様・家族様の不安

解消の役割を担っていただけると思います。

Ｑ．１９

居宅療養管理指導の患者さんに対して、ケアマネが同行訪問はできるのでしょうか？

　Ａ．導入に伴うサービス担当者会議の参加ご依頼等、ケアマネジャーが同行する機会はあ

ります。また、必要に応じて同行訪問し、情報や状況の共有を図る事が出来ます。

Ｑ．２０

居宅療養管理指導の患者さんに対して、ケアマネは受診同行できるのでしょうか？

　Ａ．諸問題が生じた場合や生じる可能性が高く、協議や検討、確認が必要な時に同行させ

て頂く事があります。特に利用者様・家族様が上手く悩みや不安を伝えられない時等、

医療機関、医師にケアマネジャーがご本人やご家族の思いを要約・代弁する事があり

ます。

　　　必要に応じての対応となりますので、受診毎に同行する事はしていません。

Ｑ．２１

名刺交換の際に、どこのサービス事業所の方なのか正直よくわからない事が多いで

す。苫小牧市内の介護施設等のまとまった地図があれば嬉しいのですが・・

　Ａ．所在地・事業所名をマップで記すものはありません。とまこまい医療介護連携センタ

ーのホームページ(ホーム》医療・介護サービス提供機関)に、おおよその地域分けされた

一覧表が掲載されております。地域包括支援センター担当地域エリアマップを基に、

地域ごとに整理された介護事業所等を確認する事は可能です。

－２２－

Ｑ．２２

ケアマネさんorヘルパーさんが来局された際に「お薬手帳はご本人が持っている」と言う方が多いですが、病院や車等で待っている患者さんご本人がお薬手帳を持っていても何も意味はないです。来局の際に預かる事はできないのでしょうか？

　Ａ．利用者様は通院の待ち時間等で体力消耗し、処方箋が交付される前に帰宅されてしま

う場合があります。事前にお預かりする事を訪問介護事業所に徹底を図ってもらうよ

うにケアマネジャーから依頼する必要があるかと思います。

また今後は、介護医療連携手帳の配布により診察券や保険証と共にお薬手帳をひとま

とめにするカバーリング予定です。普及と活用が進むことに期待します。

Ｑ．２３

サービス担当者会議の開催に伴い、日程の問い合わせを頂きます。希望の日程・時

間について、薬剤師居宅療養管理指導の予定に合わせて頂く事は可能でしょうか？業務都合により、参加が難しい事も考えられます。

　Ａ．サービス担当者会議の開催については、極力希望に沿えるように調整しています。そ

れぞれに御都合があり、合致しない事もあります。ご本人様やご家族様の都合、他の

サービス事業所の都合等の確認により、より多くの参加が見込まれる日程で開催させ

て頂く事になります。残念ながらご参加いただけない時は、照会の文書や事前の聞き

取りをさせて頂く事で意見聴取させて頂き情報共有する事とさせて頂く事がありま

す。

Ｑ．２４

サービス担当者会議はどのくらいの頻度で開催するのですか？

　Ａ．頻度は一律ではありません。おおよその目安としては、６か月に一回程度は開催する

　　　ようにしています。利用者様の状態やサービス利用の内容により、細かく設定し開催

する事があります。

―２３－

第３部

別紙資料

在宅診療開始までの流れ

**別紙１**

ケアマネージャーが患者様の服薬管理に心配や疑問を持つ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医師の同意書を入手(薬剤師に相談)

薬剤師に自宅に来てもらい薬の整理や管理をしてもうことを患者様に提案する

患者様が納得

ケアマネージャーから薬剤師に依頼のＴＥＬ

薬剤師が了解

 フェイスシート・居宅計画サービ書

第１～３等の情報を薬剤師へＦＡＸ

患者様宅を初訪問し、ケアマネージャー、薬剤師、ヘルパー、患者様(家族も参加)

が対面。　※担当者会議※

患者様が同意書を記入(代筆も可)。これからの対応方法を確認する。

在宅開始。算定開始。

※流れはあくまで一例ですので、実際は前後することがあります。

－２４－

居宅療養管理指導利用料金

**別紙２**

●介護保険を利用の方（1割負担の場合）

・単一建物居住者1人：507円

・単一建物居住者２～９人：３７６円

・単一建物居住者1０人以上：３４４円

●医療保険を利用の方（1割負担の場合）

・単一建物居住者1人：６５０円

・単一建物居住者２～９人：３２０円

・単一建物居住者1０人以上：２９０円

※上記は訪問1回にかかる料金です

※負担割合によって金額が異なります

※公費の補助がある場合は無料になることもあります

※薬剤師の訪問は介護保険の利用限度額の枠外です

※お薬代は別途かかります

－２５－

在宅応需可能な薬局一覧表

**別紙３**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 薬局名 | アスティ―調剤薬局 | 住所 | 053‐0831　豊川町3丁目6番2号 |
| ℡ | ７５－７５７５ | FAX | ７５－７５７６ | 圏域包括 | 山手 |
| 薬局名 | 木場町薬局 | 住所 | 053-0033　木場町２丁目９番１５号 |
| ℡ | ３１－７１８０ | FAX | ３１－７１８１ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | グリーン調剤薬局 | 住所 | 053-0006　新中野町３丁目９番８号 |
| ℡ | ３６－６６００ | FAX | ３６－６５１２ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | グリーン調剤薬局　西インター店 | 住所 | 059-1261　ときわ町３丁目１５番１号 |
| ℡ | ６１－２６００ | FAX | ６１－２６０１ | 圏域包括 | 西 |
| 薬局名 | クルミ薬局　若草店 | 住所 | 053-0021　若草町５丁目１０番２４号 |
| ℡ | ３１－５７６０ | FAX | ３１－５７６１ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | クローバー薬局　元中野店 | 住所 | 053-0005　元中野町３丁目８番１１号 |
| ℡ | ３１－３００５ | FAX | ３１－３００６ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | 十字屋薬局 | 住所 | 053-0023　　錦町2丁目5-15　ｾﾝﾄﾗﾙ三条１F |
| ℡ | ３２－２７３５ | FAX | ３２－２７３８ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | センター薬局　拓勇店 | 住所 | 059-1303　拓勇東町３丁目３番１０号 |
| ℡ | ８４－７３１４ | FAX | ８４－７３１５ | 圏域包括 | 東 |
| 薬局名 | 苫小牧市民薬局 | 住所 | 053-0034　清水町１丁目５番２９号 |
| ℡ | ３８－３０５５ | FAX | ３８－３０６６ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | ナカジマ薬局　苫小牧店 | 住所 | 053-0046　住吉町１丁目２番８号 |
| ℡ | ３５－０５６８ | FAX | ３５－０５８０ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | なの花薬局　若草店 | 住所 | 053-0021　若草町３丁目４番７号 |
| ℡ | ３３－１１９３ | FAX | ３２－１１９３ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | なの花薬局　住吉店 | 住所 | 053-0046　住吉町１丁目１番４号 |
| ℡ | ３８－３５５５ | FAX | 38-3556 | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | なの花薬局　糸井店 | 住所 | 053-0821　しらかば町１丁目１８番７号 |
| ℡ | ７５－２５７７ | FAX | ７５－２５７８ | 圏域包括 | しらかば |
| 薬局名 | なの花薬局　しらかば店 | 住所 | 053-0821　しらかば町６丁目１５番２５号 |
| ℡ | ７５－５５１１ | FAX | ７５－５５２２ | 圏域包括 | しらかば |

－２６－

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 薬局名 | なの花薬局　桜木店 | 住所 | 053-0832　桜木町３丁目９番３号 |
| ℡ | ７５－１５３５ | FAX | ７５－１５３６ | 圏域包括 | 山手 |
| 薬局名 | なの花薬局　桜木東店 | 住所 | 053-0832　桜木町１丁目２４番２１号 |
| ℡ | ７１－２５８９ | FAX | ７５－１１８９ | 圏域包括 | 山手 |
| 薬局名 | なの花薬局　北栄店 | 住所 | 059-1304　北栄町１丁目２２番３９号 |
| ℡ | ５３－８８５８ | FAX | ５３－８８５９ | 圏域包括 | 東 |
| 薬局名 | なの花薬局　双葉店 | 住所 | 053-0045　双葉町３丁目６番１６号 |
| ℡ | ３８－１１９３ | FAX | ３８－１１８９ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | なの花薬局　川沿店 | 住所 | 053-0822　川沿町４丁目1番６号 |
| ℡ | ７１－１１９３ | FAX | ７１－１１９４ | 圏域包括 | しらかば |
| 薬局名 | なの花薬局　澄川店 | 住所 | 059-1271　澄川町７丁目１０番３号 |
| ℡ | ６１－４１９３ | FAX | ６１－４１９５ | 圏域包括 | 西 |
| 薬局名 | なの花薬局　三光店 | 住所 | 053-0042　三光町１丁目２番５号 |
| ℡ | ３６－１１９３ | FAX | ３６－１１９４ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | 日本調剤　三光薬局 | 住所 | 053-0042　三光町2丁目５番５号 |
| ℡ | ３８－５０８０ | FAX | ３８－５０８１ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | 日本調剤　日新薬局 | 住所 | 053-0833　日新町2丁目７番１５号 |
| ℡ | ７１－１４００ | FAX | ７１－１４３３ | 圏域包括 | しらかば |
| 薬局名 | パルス薬局　苫小牧店 | 住所 | 053-0021　若草町３丁目４番７号 |
| ℡ | ３６－５００１ | FAX | ３６－５０１２ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | 苫小牧ひまわり薬局 | 住所 | 053-0855　見山町1丁目８番２３号 |
| ℡ | ７１－２６１６ | FAX | ７１－２６１７ | 圏域包括 | 山手 |
| 薬局名 | ふじい薬局　旭町店 | 住所 | 053-0018　旭町4丁目２９番２号 |
| ℡ | ３３－５５６１ | FAX | ３３－５５６２ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | ふじい薬局 花園店 | 住所 | 053-0053　花園町４丁目３番２６号 |
| ℡ | ７５－００００ | FAX | ７５－００１０ | 圏域包括 | 山手 |
| 薬局名 | ふじい薬局　沼ノ端店 | 住所 | 059-1301　東開町４丁目２０番１９号 |
| ℡ | ５７－７２７１ | FAX | ５７－７２７０ | 圏域包括 | 東 |
| 薬局名 | ふじい薬局　沼ノ端北調剤 | 住所 | 059-1304　北栄町２丁目２番３７号 |
| ℡ | ５３－３６００ | FAX | ５３－３６０１ | 圏域包括 | 東 |

－２７－

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 薬局名 | ふじい薬局　新中野店 | 住所 | 053-0006　新中野町３丁目６番２号 |
| ℡ | ３１－７１００ | FAX | ３１－７１０１ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | ふじい薬局　澄川店 | 住所 | 059-1271　澄川町１丁目１４番３号 |
| ℡ | ６１－７３００ | FAX | ６１－７３０１ | 圏域包括 | 西 |
| 薬局名 | ふじい薬局　双葉調剤 | 住所 | 053-0045　双葉町１丁目３番４号 |
| ℡ | ３１－６４００ | FAX | ３１－６４０１ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | ふじい薬局　明野調剤 | 住所 | 053-0054　明野新町５丁目１３番２０号 |
| ℡ | ５３－２０００ | FAX | ５３－２００１ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | ふじい薬局　柳町店 | 住所 | 053-0053　柳町４丁目１２番１７号 |
| ℡ | ５７－０８８８ | FAX | ５７－０８８９ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | ふじい薬局　緑ヶ丘店 | 住所 | 053-0032　清水町１丁目２番１号 |
| ℡ | ３１－６１１１ | FAX | ３１－６１１２ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | ふじい薬局　三光店 | 住所 | 053-0042　三光町5丁目６番１４号 |
| ℡ | ３５－０７１１ | FAX | ３５－０７１２ | 圏域包括 | 三光 |
| 薬局名 | ふよう調剤薬局 | 住所 | 053-0025　本町1丁目５番１２号 |
| ℡ | ３２－４１９３ | FAX | ３２－４１９８ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | ポプラ薬局　青葉店 | 住所 | 053-0807　青葉町2丁目９番１８号 |
| ℡ | ７８－２３１５ | FAX | ７８－２３１６ | 圏域包括 | 南 |
| 薬局名 | ポプラ薬局　苫小牧本店 | 住所 | 053-0803　矢代町２丁目９番１２号 |
| ℡ | ７２－９２００ | FAX | ７５－３３０３ | 圏域包括 | 南 |
| 薬局名 | ホワイト調剤薬局 | 住所 | 053-0833　日新町２丁目６番４６号 |
| ℡ | ７６－８８５８ | FAX | ７６－８８５９ | 圏域包括 | しらかば |
| 薬局名 | マリア調剤薬局 | 住所 | 053-0005　元中野町２丁目１７番５号 |
| ℡ | ３８－８１１５ | FAX | ３８－８１１６ | 圏域包括 | 中央 |
| 薬局名 | マリン薬局 | 住所 | 053-0811　光洋町1丁目11番8号 |
| ℡ | ７１－２０６１ | FAX | ７１－２０６２ | 圏域包括 | 南 |
| 薬局名 | 錦岡薬局 | 住所 | 059-1275　錦西町２丁目３番３３号 |
| ℡ | ６８－０４３３ | FAX | ６８－０４３７ | 圏域包括 | 西 |
| 薬局名 | 山崎正効堂薬局 | 住所 | 053-0044　音羽町２丁目１６番１２号 |
| ℡ | ３２－２３９２ | FAX | ３２－２３９５ | 圏域包括 | 三光 |

－２８－

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 薬局名 | ヤマザキ薬局 | 住所 | 053-0042　三光町５丁目６番４号　ステイ店内 |
| ℡ | ３４－５７６８ | FAX | ３４－７４９０ | 圏域包括 | 三光 |

令和元年５月現在　あいうえお順

－２９－

要介護認定と

**別紙５**

サービス利用までの流れ



－３２－

**別紙６**

「介護保険・高齢者

サービスガイド（平成３０年４月保存版）」ダウンロード方法

苫小牧市ホームページ（苫小牧市役所）

健康・福祉

介護・高齢者福祉

要介護認定、保険給付、介護保険対象外サービス、生活支援事業など

資料・統計情報、Q&A、申請書ダウンロード

資料ダウンロード

PDF 介護保険・高齢者サービスガイド（平成３０年４月保存版）

－３３－

サービス事業所と薬剤師のためのＱ＆Ａ集

苫小牧版　Ｖｏｌ．１

令和 元年 ６月 １日　発行

発行者

苫小牧薬剤師会

・

高齢者等の地域ケアを進める会

・

苫小牧ケアマネージャー連絡会